

特別徴収義務者のみなさまへ

秋田県と県内すべての市町村では、給与所得に係る個人住民税（市・県民税）の納付について、地方税法の規定に従い特別徴収による納付を一斉実施しております。

給与支払報告書を提出の際は、別紙「給与支払報告書の提出について」の裏面「3. 普通徴収理由内訳書」をご確認の上、適正な分類をされるようお願いいたします。また、下記についてもご注意ください。

給与支払報告書等について

別紙「給与支払報告書の提出について」に記載しておりますが、パート・アルバイト・事業専従者等及び、令和4年中の退職者や短期雇用者等についても退職年月日を記入の上、忘れずに給与支払報告書（個人別明細書）の提出をお願いいたします。

公平・適正な賦課を行うために必要となります。

※給与支払報告書の提出後、退職・転勤等の異動が生じた場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」を提出してください。

特別徴収税額の納付について

提出いただいた給与支払報告書等をもとに、税額を計算して通知いたします。

年12回払いの特別徴収を行っていただきますが、従業員が常時10人未満の事業所の場合、能代市に申請をして承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例制度」があります。

詳しくは、能代市税務課市民国保税係（0185-89-2126）へお問い合わせください。

退職にかかる一括徴収のお願いについて

地方税法において、1月から4月までに退職する人の退職後の未徴収税額（退職から5月分までの特別徴収額）は、本人の申出がなくとも一括徴収（退職時の給与や退職金から全額引き去り）する事が義務づけられております（第321条の5）。やむを得ず一括徴収できない場合は、本人に納税通知書をお送りしますので、速やかに給与所得者異動届出書を提出してください。

裏面もご覧ください

租税条約に関する手続きについて

海外からの研修生・実習生を受け入れている場合、その方に支払う給与等について、日本国とその方の国との租税条約に基づいて、所得税及び住民税が免除される場合があります。所得税の免除を受けるに当たっては、源泉徴収義務者を經由して納税地の税務署へ「租税条約に関する届出書」を提出する必要があります。

また、租税条約該当者が市・県民税の免除を受けようとする場合には、税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し（受付印があるもの）を令和5年3月15日（水）までに能代市税務課市民国保税係（本庁舎27番窓口）へ提出してください。

※租税条約の詳しい内容については、税務署へお問い合わせください。

退職所得に係る市・県民税について（平成25年1月1日以降適用分）

退職所得に対する市・県民税は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は、退職した日）の属する年の1月1日現在の住所地で課税されることとなります。

計算方法

退職所得の金額 (収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ※ (1,000円未満切捨て)	×	税 率 市民税 6% 県民税 4%	=	特別徴収すべき税額 市民税額 県民税額 (それぞれ100円未満切捨て)
---	---	-------------------------	---	---

※勤続年数が5年以内の法人役員等（公務員を含む）について、平成25年1月1日以降に支払われる退職手当については、1/2を乗じる措置を廃止します。また、令和3年度税制改正に伴い、令和4年1月1日以降に支払われ、かつ勤続年数が5年以内の法人役員等以外の退職手当についても、300万円を超える部分については、1/2を乗じる措置を廃止します。

※退職所得控除額

イ 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）

ロ 勤続年数が20年を超える場合

800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

（なお、在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記イまたはロの金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。）

【 お 問 い 合 わ せ 先 】

能代市総務部税務課市民国保税係
〒016-8501

秋 田 県 能 代 市 上 町 1 番 3 号

TEL：0185-89-2126

FAX：0185-89-1764